

# JACDS ダイレクトニュース

発行: 日本チェーンドラッグストア協会 広報担当

## 一方的な返品等による優越的地位の濫用について

緊急事態宣言が5月31日まで延長されました。

昨日の事務連絡では、継続にあたっての留意事項をご連絡しました。ドラッグストアは地域生活者のライフラインとして営業継続を求められており、会員企業の皆様にはその努力を続けていただいております。

営業継続におきましては、それを支えていただいているメーカー様、ベンダー様のご努力にも感謝しなくてはならないと強く思っております。製・配・販が力を合わせて、初めて、地域のライフラインを支えることができます。

さて、インバウンド需要の減退を受け、店舗の一時閉鎖等を実施の企業がありますが、「サプライヤー企業から大量閉店に伴い、一方的に返品する正会員企業がある」との指摘がありました。独占禁止法違反の可能性があり、このような行為は慎んでいただきますよう、あらためてお願い申し上げます。

以下に、公正取引委員会による独占禁止法の内容を抜粋しました。今一度、確認のほど、よろしくお願いいたします。

### 【優越的地位の濫用になり得る行為類型】

- ① 購入・利用強制
- ② 協賛金等の負担の要請
- ③ 従業員等の派遣の要請
- ④ その他の経済上の利益の提供の要請
- ⑤ 受領拒否
- ⑥ 返品(不当な、一方的な場合)
- ⑦ 支払遅延
- ⑧ 減額
- ⑨ 取引の対価の一方的決定
- ⑩ やり直しの要請
- ⑪ その他

※公正取引委員会「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」ガイドブックより抜粋

※独占禁止法違反行為への対処

・排除命令 ・課徴金納付命令 などの措置があります

(文責:協会事務局)

日本チェーンドラッグストア協会 事務局

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階  
TEL. 045-474-1311 FAX. 045-474-2569